# 宮内庁書陵部所蔵 中御門本『宣秀卿御教書案』 第一 ₩, 第二冊

——附、宮内庁書陵部所蔵壬生本『宣秀卿御教書案』第二冊

## 書誌と構成

『宣胤卿記』の記主として知られる父宣胤(一四四二~一五二五)であった。続歴史篇がすでに指摘しているように、これを筆録したのは宣秀本人ではなく、書とともに書き留めたものだといってよい。しかしながら、『図書寮典籍解題』書とともに書き留めたものだといってよい。しかしながら、『図書寮典籍解題』で四六九~一五三一)が職事として発給に関与した綸旨・口宣案などを、関連文

之也、」と謳っていることから明白だといえる。 一次・丁次を表示する)の巻首において、「此草案等、為宣秀愚老相代所書中御門本『宣秀卿御教書案』〔同部における書名は『中御門家記』、架蔵番号五○○─六中御門本『宣秀卿御教書案』〔同部における書名は『中御門家記』、架蔵番号五○○─六中御門本『宣秀卿御教書案』〔同部における書名は『中御門家記』、架蔵番号五○○─六中御門本『宣秀卿御教書案』〔同部における書名は『中御門家記』、架蔵番号五○○─六中御門本『宣秀卿御教書》、為宣秀卿御教書を記述していることから明白だといえる。

明らかなのである。

明らかなのである。

明らかなのである。

そのうえ、筆跡に注目しても、宣胤の筆跡であることが表したと述べており、宣胤を指すと判断されること、第三冊第八十六丁表に表して、と注記したのち、これを抹消して「宣胤」と書き直してあること、など本也、」と注記したのち、これを抹消して「宣胤」と書き直してあること、など本し、」と注記したのち、これを抹消して「宣胤」と書き直してあること、第二冊第三十七丁元を奉行したと述べており、宣胤を指すと判断されること、第二冊第二十七丁元を奉行したと述べており、宣胤を指すと判断されること、第二冊第六十九丁裏に見える筆録者の一人称「余」は、寛正度の改さらに、第一冊第六十九丁裏に見える筆録者の一人称「余」は、寛正度の改さらに、第一冊第六十九丁裏に見える筆録者の一人称「余」は、寛正度の改

ながら、適宜情報を補って各冊の書誌を記すことにする。すべてである。そこで、まず同本について、『図書寮典籍解題』の記述に依拠した書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書案』(以下、単に中御門本と略す)全三冊が宣胤の筆録にかかる原本にして現存しているものは、管見の限り、右に触れ

九一紙、 央外題 第一冊 七月廿八日、/京都大焼亡、家記多/焼失、少々残類也、 月、長享二年正月~明応二年二月、全紙に紙背文書あり、奥書「明応九年康 一は巻首に非ずして前闕なり、 「御教書案蔵人頭」(勧修寺経広筆)、 袋綴冊子、 右端に丁付あり、一より九十三におよぶも十六と五十二とを欠く、 縦二六・三糎、横二二・○糎、後補茶色包表紙、 収載年代文明十五年十二月~文明十六年正 渋引原表紙、 後補遊紙 /宣胤」 一紙、 本紙

修補畢、 明応四年六月~明応八年四月、 十二~四十五を欠く、七十七より八十は両端の上部のみを存す、 本紙六九紙、左端に丁付あり、 第二冊 袋綴冊子、縦二六・三糎、 ・ / 権大納言(4: ・ / 権大納言(4: ・ / 権大納言(4: (中御門宣衡所用)、後補遊び紙二紙、 表紙中央外題「御教書案~出」(中御門宣衡筆)、 ·藤原宣衡」、表紙右下「共三冊」、表紙左下「宣衡」、同下複廓黒円印 /公事之明鏡 (花押)」 一より八十におよぶも四・三十・三十三・四 全紙に紙背文書あり、奥書「右宣秀卿御教 謹以可令拝見也、 横二二・○糎、後補薄墨色斐紙包表紙 同第二紙表に半葉分の目録を貼付す、 外題に重ねて複廓朱方印 /于時正保三丙戌曆、

後補遊紙一紙、 表紙右下「共三冊」、 表紙中央外題「御教書案宣下方意輸」、外題に重ねて複廓朱方印 「蔵人頭之時□宣下案」 [之] 収載年代文明十六年四月~明応三年二月、全紙に紙背文書あり、 袋綴冊子、 本紙 縦 表紙左下「宣衡」、同下複廓黒円印 一一五紙、 刪 一六・三糎、 /明応九年七月廿八日京都/大焼亡之時焼失了 左端に丁付あり、下一より下百十五におよ 横二二・○糎、 後補薄墨色斐紙包表紙 衡」、 渋引原表紙 「藤原宣衡」 奥書

,権大納言宣胤

て差し支えあるまい。 なかったと思われるから、 ているうえ、十六年四月十三日に拝賀を行うまでは、本格的な活動は行ってい てよい。第一冊は前闕になっているが、職事に任ぜられた翌月からの記載が残っ なので、 五年十一月九日で、参議に任ぜられて蔵人頭を辞すのが明応八年四月二十六日 末尾の明応八年(一四九九)四月である。 記載の上限は、 職事に在任していた十五年半の全期間にわたって記されたものと考え 第一冊冒頭の文明十五年 (一四八三) 失われたのはごくわずか 宣秀が五位蔵人に補されたのが文明十 (おそらくは一丁) だと考え 十二月、 下 -限は、 第  $\overline{\mathbb{H}}$ 

いても蔵 宣下案」を明応九年七月二十八日の大火で失ったと記しており、 たことを契機としたものであろう。そのことは、 給にかかる)という内容上の相違によって分かたれていたからである。 なる)、 かかるもの(宣下案、 冊と同様の内容であり、冊を改めたのは、明応四年二月九日に蔵人頭になっ 冊と第三冊との記載年代が重なるが、 前者がそれ以外のもの(御教書案、主として行事の奉行、 人頭就任を機に冊を改めていたことから確かめられる。 主として官位の任叙にかかる、発給文書の様式は口宣・口宣案に これは、 第三冊の奥書に 後者が太政官への宣下に あるいは綸旨の発 「蔵人頭之時□ 「宣下案」につ 第 二冊は

 $\mathcal{O}$ 蔵人頭期間中の のあち、 「宣下案」、という四冊からなっていたが、 つまり、 火難によって失われてしまい、 『宣秀卿御教書案』は、 「御教書案」、③五位蔵人期間中の 本来、 他の三冊だけが現存しているのである。 ①五位蔵人期間中の ④は筆録を終えてから一年数箇月 「宣下案」、 ④蔵人頭期間中 「御教書案」、 2

> れ 幅等の関係から今後を期すことにしたが、 写本によってその闕を補った。「宣下案」すなわち第三冊の翻刻については、 大要は窺い知ることができるであろう。 書案』第三冊・人名索引」、以下、「第三冊・人名索引」と称する)を付したので、 今回、 宣胤の自筆原本である中御門本の第一冊、 本報告書第Ⅰ部に詳細な人名索引(「宮内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教 翻刻を行ったのは、 『宣秀卿御教書案』のうち 概要については本解題のなかでも 第二冊を底本とし、 「御教書案」 江戸時代の の 部分であ

ないが、 ちに加えられたものであることがわかる。 数字が連続しているので、 れが筆録当時のものでないことは、 在する。 には、文明十六年正月から長享二年(一四八八)正月までの約四年間の欠落 いにもかかわらず、「一」と記されてあることから明らかである。また、 さきに触れたように、 しかし、この間記載がなされなかったわけではない。自筆原本は伝 江戸時代の転写本が伝存している。 自筆本各冊の料紙の端には丁付が加えられ 丁付はこの四年間の分が冊子のうちから失われたの 第一 冊の第一丁について本来の巻首では 欠落部分をはさんだ前後で丁付 ている。 が存

録として末尾に掲げた。つぎに、同冊の書誌を記そう。蔵番号F一○−二五三、以下、単に壬生本と略す)第二冊を底本に用いて翻刻し、附この四年間の分については、今回、書陵部所蔵壬生本『宣秀卿御教書案』(架

損可惜事也、 光秘蔵々々、 四月~長享元年十二月、 単廓朱長方印 綴、 袋綴冊子、縦二九・八糎、横二一・一糎、 見、 藤  $\mathcal{O}$ 記事を抜萃せる貼紙あり、 案云、 (花押)」 表紙中央外題「御教書案宣秀卿」、表紙見返しに職事補任から中御門宣秀 是宣秀卿父宣胤卿真跡歟、 而古物披閱依有/破損之煩、 (四一丁表) 「万里蔵書」、 / 仍不改其躰及字形模写訖、 奥書 「這一帖故本、黄門公澄卿、被持伝、 同下単廓朱方印「尚房」、 扉中央 (四〇丁裏) 「御祈事」、 代子/息每事被筆記也、 今新令家僕書之、 「此御教書案、 渋引斜格子刷毛目表紙、 /正徳五載相月上院 本紙四一 収載年代文明十六年 或日於彼亭/加 伝来之本真蹟、 紙、 上院 権中納言 (滋野井公澄) 第一丁表右上 黄門云、 紙 捻結 定

誠可然、 借与畢、 於他全無之、 被若年/之筆跡、 可秘云々、 仍可改奥書云々、 至子/孫輙不可他見者也、 予頻令懇望之処、 /権中納言藤原(万里小路尚房)

た、ということである。 ねば、と述べた。その際、 て筆録したものであることを指摘した。すると、公澄もその通りだ、奥書を改め を目にした万里小路尚房は、これが宣秀の手になるものではなく、 状や筆跡までも模写させて副本を作成した。そして、 い本なので披覧によって破損することをおそれ、 一五) 七月上旬、 右の奥書の意味するところは、大略以下のようになるだろう。正徳五年 家伝の本として宣秀の自筆本を所持していた滋野井公澄は、 尚房が借用を懇望したところ、 家僕に命じて下部の焼損の形 ある日、 特別に貸与を許され 公澄の亭で自筆本 宣胤が代わっ  $\widehat{\phantom{a}}$ 古 七

身が転写して所持に至った本そのものであったことは間違いない。 の貸与した本を転写した本ということになるわけである。 右の本の巻首に「尚房」の印章が捺されてあることからすれば、これが尚房自 つまり、 公澄

ように思われる。 に際して公澄が奥書を改める必要に言いおよんだことは、 本のみならず自筆本の奥にも加えていたためとみるべきであろう。 であったとすれば、ここに公澄の奥書が載せられてあるのは、 うことである。尚房の記述は、副本を借りたようには読めないのである。自筆本 は、 かし、 尚房が借用したのは、宣胤の自筆本であったのか、副本であったのかとい この奥書には、 解釈のうえで問題となる点が存在する。 この想定と適合する 公澄がこれを副 一番気になる 尚房の指摘

性も考慮してよいだろうう。 自筆本を転写した本だとみられるのである。 て写した(写させた)ものと見られなくもないが、公澄が自筆本の貸与のかわり 房の奥書は、それぞれ筆跡が異なっている。これは、 に副本を譲り、 と同時に、 まったく別の可能性もある。該本において、 尚房も借用した自筆本の転写に擬した奥書を加えたという可能 ともあれ、 壬生本第一 一冊は、 尚房が親本の筆跡まで模し 本文、 正徳五年ごろに宣胤の 公澄の奥書、 尚

> 八 (以下、 が 転写した本から派生した写本の系統がある。そのひとつ東京大学史料編纂所 この四年間分だけを収める『宣秀卿御教書案』としては、 は、 史料編纂所) 以下のような奥書を有している。 所蔵徳大寺本『宣秀卿御教書案』一冊 (架蔵番号徳大寺-五-三 ほかにも近衛家熙

這 冊、宣秀卿以左少将公澄/(滋野井) 本写之、 

元禄三年初秋上旬

右 # 以家熙公御本/写之、(近衛)

元禄十五年季夏上旬 (花押) (徳大寺公全) (花子公全)

本は、 ある。 澄の養父実光の代には同家に所持されていたと考えられる。 た。先にみた公澄の奥書に「伝来之本」とあることから、 元禄三年 滋野井家の相伝の本であったということがわかろう。 その親本は、壬生本第二冊と同じく、 (一六九〇)、近衛家熙が 「宣秀卿真跡」の本を書写したというので 滋野井公澄の所蔵するものであ この四年間分の自筆 とす れば、 遅くも公

部分が抄出さている。 早くも天文十七年(一五四八)には第二冊から神宮奉行および県召除目にかかる 貴族にとって実用的な先例集として非常に有用であったと思われる。 礼や文言の使い分けに関する詳細な注記が加えられていることも多く、 『宣秀卿御教書案』は、多数の職事発給文書の文案を掲載するとともに、 はたして、 書札

冊および第二冊に相当するものからなっているようだ。 末尾には、 四年間分は収められていない。 は 実施していないが、 さらに、江戸時代に入ると多数の転写本があらわれる。 、為宣秀即于時になっている。以下のような奥書が存在している。(8)以下のような奥書が存在している。(8)にいえる系統の本の第二には、 その大半は、 「御教書案」 <u>の</u>  $\stackrel{'}{=}$ つまり中 網羅的な諸 そこには右の 御門本の第一 本の調 一冊の

披覧之破損、又者為余分令書写、 ₩, 為宣秀卿藏人頭、之助筆、父卿宣胤、令記給所也、 但予依愚筆之憚、 命他筆者也 所持、 恐

権大納言判経広卿也、

慶安元年

慶安元年 (一六四八)、 宣胤の自筆本を所持していた勧修寺経広は、 披見によっ

経広の筆跡であることからも証される。

七)における経広の手になる修補奥書が存在することや、同第一冊の表紙外題がていたことがわかる。そのことは、中御門本第二冊の巻尾に、正保三年(一六四れにより、慶安元年当時、『宣秀卿御教書案』の原本は、勧修寺家の架蔵に帰して同本の損傷することを案じて書写させ、副本を作成したというのである。こ

たということになろう。御門家にあったことが確実なので、十七世紀中葉に中御門家から勧修寺家に移っずになるもので、その印章も押捺されある。すなわち、十七世紀前期までは中のち成良・尚良、生没年一五九〇~一六四一、宣衡を名乗った期間は一六〇〇~三五)ののち成良・尚良、生没年一五九〇~一六四一、宣衡を名乗った期間は一六〇〇~三五)の

うな本奥書が載せられている。 転写本であり、それぞれ上下二冊からなるが、いずれの冊の末尾にも以下のよ(架蔵番号一四七-六三)および『中秀宣下案』(架蔵番号一四七-六四)は第三冊の一とはある時期伝来を異にしていた可能性が高い。国立公文書館所蔵『宣下案』ただし、三冊すべてが勧修寺家に渡ったわけではなく、第一冊・第二冊と第三

枚之間依披見無術、分以作二冊者也、右之宣下案、借請中御門黄門闡以宣胤卿真筆、命助筆書写畢、雖一冊、数

#### 前亜槐経広

年 (一六五二) 十一 元年から承応元年までの五年弱の間だと確定できる に出家している。 元年閏正月に権大納言を辞し、還任することなく寛文十二年(一六七二) 丁数が多く披見が容易ではないので、二分冊にしたのだという。経広は慶安 修寺経広は、 一方、 中御門宣順から宣胤自筆本を借受け、別人の手で書写させた 月の間である。 宣順が権中納言であったのは、 したがって、 この奥書が記されたのは、 正保一 一年二月から承応元 閏六月 慶安

く、以後も中御門家に所蔵されていたということになる。第三冊にのみ経広の加えた正保三年以前であろう。とすれば、第三冊のみは勧修寺家に渡ることな働修寺家が第一冊および第二冊を入手したのは、経広が第二冊に修補奥書を

考えてよいのだろう。 三冊に相当する部分が含まれていないことも、原本の伝来の相違に由来すると手が加えられた痕跡がないことは偶然ではないといえる。さらに、流布本に第

の二丁、 る。 あったと確定して差し支えないように思える。 第二冊の第三十三丁および第四十二~第四十五丁が失われたのは、それ以前で 五の七丁、 第五十二の二丁、第二冊について第四・第三十・第三十三・第四十二~第四十 えるものだといえる。 ともあれ、流布本の内容は、 したがって、この四丁が失われたのは慶安元年以後で、 第二冊の第四および第三十の二丁、 あわせて九丁を欠いている。 中御門本は、先述したとおり、 慶安元年当時の原本第 ところが、 あわせて四丁分の本文を載せてい 流布本は、 第一冊について第十六と 刪 流布本にも見えない 第 このうち第一冊 一冊の状態を伝

りも、 五丁は、 第三十四丁との間も、 けて記されてあるのに、 さえなければ、そこに闕落を認める必要はないのである。さらに、第三十二 状が記され、 丁と第四十六丁とを見てみると、前者の表裏には県召除目初夜および中夜の散 だが、前者の失われた時期は右に述べたとおりなのだが、後者の「失われた」 三ケ夜の散状は連続して書かれたと解する方が自然だろう。 はじめから存在していなかったと考えることもできる。まず、 後者の表には竟夜の散状が写されている。 連続していたと考えて不都合がない状態にある。 竟夜の散状だけが五丁を隔てて書かれていたとみるよ 初夜と中夜の散状が続 つまり、 第四十

状と比較すると、 第二十四丁から第五十四丁までを抄出したものである。 応六年における神宮奉行と県召除目とに関する記事、 転写本である国立公文書館所蔵 第 いまひとつ気にかかるのが、先にも触れた天文十七年に第二冊を抄写した本の 充中御門宣秀書状のあとに、 一点は、第二十九丁裏の末尾に位置する八月二十一日侍従大納言(三条西実 単純な誤写を除けば、 『明応記』 以下の綸旨を載せていることであ 有意な相違はわずか三箇所に限られる。 (特三九一二)一冊である。 中御門本の丁次でいえば、 その内容を第一 同本は、 冊 明

天静謐・四海安全、殊又 宝祚長久・朝儀再興事、 両宮一同可抽懇祈之由、

十月廿九日 <sup>(明応六年)</sup> 可被下知神宮之旨、被仰下之状如件、

祭主権大副殿(藤波伊忠)

左中弁判(中御門宣秀)

追申

禰宜闕経年之条、不可然之由、堅被仰下候也、

を、第五十一丁に載せる「1、内覧事」の末尾に記していることである。ないことである。そして、第三点は、第五十三丁表に貼付されている付箋の内容月二十二日に勾当内侍(四辻春子)に充てたと思しき中御門宣秀消息を載せてい第二点は、第四十丁裏から第四十一丁表にかけて載せられてある明応六年三

日の順に写され、明応六年の年末に至るのである。

加えられたのもこれ以前だとということになるはずだ。四十二~第四十五丁は、天文十七年以前に失われたと考えざるを得ず、丁付が四十二~第四十五丁は、天文十七年以前に失われたと考えざるを得ず、丁付が記』のみに見えるもので、流布本ほかの転写本にも存在していない。『明応記』のみに見えるもので、流布本ほかの転写本にも存在していない。『明応市のでと、第一点こそ、唯一の有意な差異ということができる。さきの綸旨は

第三十丁にさきの綸旨は載っていない。つまり、さきの綸旨が闕落した一丁に表に収められていたはずである。しかし、流布本ほかの転写本から復原できる第二冊第二十九丁裏の次に記されていたとすれば、三十という丁付のある丁のただし、このように考えると、さきの綸旨の存在が不審になる。さきの綸旨が

さきの綸旨はどこに載っていたと考えるべきであろうか。載っていたと考えると、丁付について齟齬が生じてしまうのである。それでは

は、 月二十三日中御門宣胤年給申文で終わっている。そのあとの第五十五丁表から 記載がある。これは、正月二十八日久我(豊通)充中御門宣秀書状に始まり、三 月におよんでいる。ついで、第三十丁から第五十四丁まで県召除目についての 丁までの四丁に連続して載せられており、二月四日の神宮奏事始から始まり、 に一緒に載せられていてよいはずなのに、 十三丁表にかけて記されていることである。 東大寺・興福寺)に充てて発給された綸旨四通が、第二冊第六十二丁表から第六 明応六年における神宮奉行に関する記載は、 そこで、注目したいのは、この綸旨と同日・同内容で四大寺(延暦寺・ 四月二十二日当郷 (近江蒲生郡中村郷) 寺僧中充綸旨以下さまざまの文書が月 載せられていない。なぜだろうか。 神宮に充てたさきの 第二冊第二十六丁から第二十九 一通も、

には必然性が認められる。

本第二冊との相違について整合的に理解することができのである。れが剥離したことで闕落する内容はこの綸旨一通だけに過ぎず、『明応記』と原旨を付箋に記して当該箇所に貼付したのではなかろうか。付箋だとすれば、ここの綸旨を続けて書くことはできなかったものと思われる。そこで宣胤は、綸ところが、八月で予め確保しておいた余白を使い切ってしまったので、十月に

丁から第五十四丁までの状態は、付箋一点が失われたほかは、現在と全く同以上の『明応記』との比較検討から、天文十七年における原本第二冊の第二十

兀

天文十七年以前に失われたということになる。錯誤がなかったとすれば、第二冊の第三十三丁および第四十二~第四十五丁は、じであった可能性が非常に高いことがわかった。したがって、丁付を加える際に

ることはできないのである。 ちれた時期と「失われた」五丁の存否とについては、現在のところ、明確にすられた時期と「失われた」五丁の存否とについては、現在のところ、明確にすけも加えられたが、のちに除かれたという想定もありうる。結局、丁付が加えられたを加える際に錯誤があったとも考えられよう。その場合は、丁付が加えられた一方、先述したように、内容上の不連続が見出せないことを重視すれば、丁付一方、先述したように、内容上の不連続が見出せないことを重視すれば、丁付

関係にある本だと思われる。その書誌は、以下の通りである。属する本ではないが、流布本の祖となった勧修寺経広の作成した副本とは兄弟本(架蔵番号四三七一二四)全二冊によって補った。同本は先に述べた流布本になお、転写本にのみ残る四丁分の本文については、今回、史料編纂所所蔵東園

月~明応二年二月 後補遊紙一紙、 「御教書案覧秀」、 ₩ 表紙左上貼題簽「宣秀卿御教書案 乾」、 袋綴冊子、 収載年代文明十五年十二月~文明十六年正月、長享二年正 本紙九三紙、 縦二八・三糎、横二一・○糎、 一〜三丁に目録、 渋引刷毛目原表紙、 九三丁は墨付なし、 後補茶染紙表紙、 原表紙中央 四ツ目 巻末に

者也、 巻首に後補遊紙各一紙、 第二冊 一御教書案増秀」、本紙八七紙、一丁に目録、 (下略)」、奥書 (八七丁裏) 表紙左上貼題簽「宣秀卿御教書案 坤」、 /蔵人頭中将藤基賢(東團) 袋綴冊子、 縦二八・三糎、 五七丁表に付箋 「以或家本如形令書写者也、 横二一・二糎、 「或人命云、基賢私三日、此義職事之作法歟 八四~八六丁は墨付なし、巻末 渋引刷毛目原表紙、原表紙中央 後補茶染紙表紙、 /尤不可有他見之 四ツ目

ほどを遡る慶安元年には勧修寺経広が所持していたことが確かめられるので、基五六)正月十一日のあいだのおよそ一年間である。先述のとおり、それより七年東園基賢が蔵人頭の任にあったのは、承応四年正月二十日から明暦二年(一六

賢のいう「或家」も、おそらくは勧修寺家だったのであろう。

形状はかなり異なっており、損傷時に連続していなかったことが知られる。でいる。また、四年間分の欠落部の前後に相当する第四丁と第五丁との損傷ので、丁ごとに見ると、綴じ代の下方が最も大きく、下小口の中ほどがこれに次い下部に焼損痕と判断される朽損がある。朽損の度合いは、巻首に近いほど甚大四年間分も、本来は同冊のうちにあったということである。中御門本第一冊は、四年間分も、念のために確認しておきたいのは、中御門本第一冊に欠落しているつぎに、念のために確認しておきたいのは、中御門本第一冊に欠落している

るのは、 来第 らに、 といえそうである。 第 原本にも「本之下」には焼損痕が存在していたという。壬生本第二冊は、 は原本の丁替をそのまま存していると判断できるので、 積まれた状態で上方から火が罹ったためと考え得る。とすれば、 つまり、 おける焼損痕の形状は中御門本第一冊の第五丁のそれと近似しているのである ける焼損痕の形状は中御門本第一冊の第四丁のそれと、壬生本第二冊の巻末に 第一冊の焼損痕のそれとよく合致している。 よって損傷の形状を示しており、その形状は、 また、 先述の壬生本第二冊の奥書に記されるように、 一冊の第四丁と第五丁との間に位置していたことが確かめられるのである。 一冊は、 焼損痕の形状が描写されている位置に注目すれば、 焼損にあった際 第一冊の巻首に近いほど甚大な焼損を蒙っていることは、 おそらく最初の一丁がほどんど燃えてしまったためなのであろう。 百四十紙余りの非常に浩瀚な冊子であったことも知られよう。 そして、同本の丁数は原本の丁数と一致するはずなので、 (おそらくは明応九年の大火) には、 しかも、 模式化されてはいるが、 滋野井家にあった四年間分の 壬生本第二冊の巻首にお かなり精確な臨模本だ 壬生本第二冊の丁替 四年間分は中御門本 前闕になってい 冊子が横に 、中御門本 墨線に

#### 二 宣下案

ついては、今回翻刻を行っていないので、まずは具体的な記事をいくつか示すの都合上、「宣下案」(中御門本第三冊)から先に述べることにする。「宣下案」につぎに、『宣秀卿御教書案』の内容について少しく詳しくみていきたい。行論

宜為施薬院使者、 左京大夫丹波朝臣親康 (三条西実隆) 上卿/宣旨〈不下遣也、	蔵人左少弁藤原宣秀奉 (第111丁裏)	令文章博士菅原在数朝臣・同和長朝臣幷式部大輔菅原朝臣撰進年号字、⑥延徳四年七月十三日 宣旨	宜任刑部少輔、 (第8丁裏) (近徳) (五佐) (五佐) (五佐) (五佐) (五佐) (五佐) (五佐) (五佐	④大法師兼載 宜叙法橋、円明兼豪申之、茶+袋送之、 (第40丁裏) 長享元八一 上卿三条大納言 (正親町三条公治) [正親町三条公治) [在第1]三位	正双臣三立、 (白川忠富) 株名少弁藤原宣秀奉 (以上、第6丁裏) 進上 日野中納言殿 (高清) (以上、第6丁裏) 進上 日野中納言殿 (高清) (以上、第6丁裏) (以上、第6丁裏) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	令下知給之状如件	宜叙従二位、 不審勲之間、付片字、且所相談都護卿也、 不可付片字事也、 正三位藤原朝臣季 水無瀬季兼卿也、正三位/第一敷、尚可有 後日案之、為第一者、 大無瀬季兼 助許之由、民部卿申送之、 (小無瀬季兼) ・ 助許之由、民部卿申送之、 (日本書) (本無瀬季東) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
111	可被展講論十座之梵筵、宜下知五畿七道、禁叛殺生、殊致済粛、自来廿四日限以五ケ日、為賁嘉楽門院七回 聖忌、新供養法華十軸之真文、	⑩百百百 左大臣 (徳大寺実淳)	四位史殿                (第87事)右 宣旨、早可被下知之状如件、	事 副煮状、	世上 甘露寺中納言殿 (第89丁表) (近徳三年) 七月十四日 (元長) (近徳三年) 本百疋沙汰之 (東国会下知給之状如件、 (忠富王)、 (忠富王)、 (忠富王)、 (忠富王)、 (忠富王)、 (忠富王)、	法印賢心申、請特蒙 天恩、因准先例、被補天台法華会広学竪義探題職宣旨	

成宣旨送之、加判返遣之、

(第15丁裏)

書下 およぶまい ては、すでに富田正弘によって詳細な検討が施されており、 給文書を控えたものなのである。これらはすべて消息宣下にかかわる文書であ ことになる。つまり、①~⑥・⑧は職事としての、⑦・⑨・⑩は弁官としての発 は職事の口宣送状、 摘録だが)である。 十点はいずれも中御門宣秀が発給担当者となった文書の控え それぞれの様式や機能、 (本解のある場合)、 それぞれの文書様式をいうならば、①・⑥は職事の口宣、 ③は口宣案、 ⑦・⑨・⑩は弁官の書下(⑨は本解のある場合)、という さらには中世公家政治のなかでの位置付けについ ④・⑤は口宣案を節略したもの、⑧は職事の 改めて縷説するに (④・⑤は内容の (2)

多い。そのうえ、他の史料から任官したこと自体は知られる場合でも、いつ任官 も少なくない。 したのかが知られないことも多く、本冊によってはじめて任日が知られる事案 事案も少なくはない。とはいえ、本冊によってのみ知られるものの方がさらに 本冊の史料としての価値は、 がきわめて稀少であることに対応し、このような記載は非常に少ない。 たものだと思われるが、 過半を占めている。一方、 記録類、 本書に記載のある任叙官位のうち、 本冊の内容の大半は、 あるいは発給されて現存する口宣案などによって知ることのできる 官位の任叙にかかるものなので、①~⑤のような記載が 当該期の官宣旨は儀礼的なものに限られ、発給数自体 ⑩は五畿七道諸国充の官宣旨の発給過程で作成され 官位の任叙に関する記事ついて最も高いといえる。 『公卿補任』・『歴名土代』さらには同時代 そして、

いう任日は⑤の記事によってはじめて明らかにされるものである。とから、この八箇月半の間に任官したことは知られていたが、二月二十七日と徳二年閏八月二十四日付室町幕府奉行人奉書に「土左刑部少輔光信」とあるこ記』延徳二年正月八日条に「とさのしやうけん」とあり、『土佐家文書』所収延た土佐光信を刑部少輔に任ずる口宣案を控えたものである。従来、『御湯殿上日のえば⑤は、室町時代中後期を代表するやまと絵の絵師にして絵所預であっ

てみてみよう。 本書独自の記載としてより注目すべきなのは、個々の官位の任叙にかかる記載の有効性につい頂が少なくないが、それ以上に、被任叙者と天皇あるいは前将軍)の許諾を職事に伝達した者が誰であったかという記述が多い。これは、発給された口宣案等に伝達した者が誰であったかという記述が多い。これは、発給された口宣案等に伝達した者が誰であったかという記述が多い。これは、発給された口宣案等に伝達した者が誰であったかという記述が多い。これは、発給された口宣案等に伝達した者が誰である。そこに載せられているのは、書札礼に関わる注意事載に付帯する注記である。そこに載せられているのは、個々の官位の任叙にかかる記本書独自の記載としてより注目すべきなのは、個々の官位の任叙にかかる記

いといわざるを得ない。 国などに同種の活動の徴証があるが、 躍を示しており、勅旨の伝達に奉書を用いる場合のあったことも指摘している ことが確かめられる。 伝奏勧修寺教秀および賀茂伝奏甘露寺親長に勝るとも劣らぬ活動を行っていた なかでは、白川忠富(延徳二年六月に神祇伯に任ぜられたのちは忠富王)が顕著な活 女房・近臣を経ることがあった。明石はさらに、後土御門天皇期における近臣の かにしているが、この当時、勅許を職事に伝達する経路としては、(ロ) 伝達したことが記されてある。 はたして、 勅許の伝達者について、 「第三冊・人名索引」を一瞥すると、 ほかに、 近臣としては、三条西実隆・庭田雅行・ すでに明石治郎が主として日記類によって明ら 先に掲げた①・②を見ると、 忠富に比べると量的にはるかにおよばな 忠富は勅許の伝達者として、 白川忠富が勅許を 伝奏のほ

ことが検証できるわけである。 本冊は、雑任については省略があるものの、中御門宣秀が五位蔵人として宣とが検証できるわけである。といった詳細な諸条件の検討を別途に要することはいうまでしてさほど見劣りしていないのは、賀茂奉行であった宣秀が親長からの伝達を一手に引してさほど見劣りしていないのは、賀茂奉行であった宣秀が親長からの伝達を一手に引いてはで見がな傾向は有意なものだと考えられる(親長による勅許の伝達の回数が教秀のそれに比下にあたった事案をほとんど網羅しており、その分析から導き出される数量的下にあたった事案をほとんど網羅しており、その分析から導き出される数量的下にあたった事業をほどが検証できるわけである。

さらに、忠富による勅許の伝達に奉書が用いられたという点については、紙

背文書を通覧することでより明瞭に確かめることができる。 つぎに掲げるの は

①九条大納言殿正三位事、今日勅許候、可令宣下給候也、 (尚経)一冊の紙背文書として残されている白川忠富奉書(折紙)

七月九日(文明十九年)

左少弁殿(中御門宣秀)

(第1冊第12丁紙背)

とを伝え、 「民部卿伝仰、」とある注記の具体的な姿だといえる。 その宣下を命じたものである。 宣秀に充てて、 九条尚経の正三位への昇叙について勅許のあったこ つまり、 先述の③に対応するもので、

として残っている女房奉書である。 その具体相を示すものが少なくない。 これに限らず、紙背文書のなかには、 つぎに掲げた文書は、 注記にみえている勅許の伝達について 第三冊の紙背文書

⑫文のやうひろうして候、しゆ上の事、 しきしにおほせられ候へとおほせ事候、(返シ書) 御心え候、 せん下の事、 (第3冊第11丁紙背) そなたより

るようにという指示とを伝えた文書なのである。 勅許のあったことと、申請者自らが職事にこの旨を伝えて口宣案の発給を受け によって女房を通じて天皇に昇叙の許可を求めたのに対し、 するようにとの仰せがありました、ということになる。つまり、 の昇叙のことはお許しがありました。宣下については、その方より職事に伝達 適宜言葉を補って語釈を加えると、手紙の旨は天皇に披露しました。 女房が奏聞を行い 何者かが消息 従上へ

探すと、唯一該当するものとしてつぎの記事が見つかった。 従四位上への昇叙で、 四年七月から九月の記事があり、それ以前のものだということが明らかである。 も考慮する必要がある。 それでは、いつ誰が昇叙した際のものであろうか。まず、二次利用面には延徳 その前後の紙背文書に長享二年から同三年にかけての文書が多いこと 女房の消息で勅許が伝達されたという記載のあるものを 以上を念頭において、 第三冊において従五位上または

長享三年三月十一日 四位下藤原俊名朝臣

> 宜叙従四位上、 蔵人 ——— [左少弁藤原宣秀奉]

第65丁表

仙俊名朝臣 一級事、 ⑫の女房奉書の三丁前の紙背文書にはつぎのような書状があった。 被申挙候者可仰候、 四品八去々年候、 無可争之上首事候

一年 (長享二年) 可然之様申御沙汰候哉、 恐々謹言

経髄(勧修寺)

第3冊第11丁紙

文明三年に二十九歳で薨じた坊城俊顕の遺跡を九歳で継いだのだが、(ユ) 経茂が俊名の昇叙について周旋にあたっているのは当然なのである。 である勧修寺経茂の後見をうけて廷臣としての活動に励んでいた。したがって 勧修寺経茂が坊城俊名の昇叙についての奏聞を委嘱した書状である。 専ら実父

給となったのであろう。 当文」であるという推定を補強するものだといえよう。 数紙を隔てて⑭の書状が存在していることは、⑫の女房奉書が⑬に見える「勾 辻春子に付して望んだ結果出されたのが⑫の女房奉書であり、 は宣秀に付して奏聞をはかったものの勅許が得られず、翌年に再度勾当内侍四 書状は、その二年後の長享二年の年末のものだと知られる。おそらく、この際に 俊名が従四位下となったのは、文明十八年七月二十三日のことなので、 関連文書は一括して破棄された可能性が高く、 ③の口宣案の わず (14) (7)

ほかにも見出すことができる。 ものと思われる)ことで口宣案の発給を受ける事例の徴証は、 12 のように廷臣が女房奉書を職事に転送する(その際、廷臣自らの書状を副える 紙背文書のなかに

① 「延徳四正□□」 (端裏銘) 〔廿一〕

にまく、の御てんにておほせられ候に、こしやう申され候、かやうに候てはなにとてかゝれ候はぬやらん、正たゐなく候、又昨日おほせられつる□、はなにとてかゝれ候はぬやらん、正たゐなく候、又昨日おほせられつる□(にク) たよりいつれのしきしにてもおほせられ候へく候、この文にあなかしく』を(返シ書) (上) (よ) 文のやうひろうして候、ほつせう寺の三ゑのかうしのこと、御心え候、そな は、くわんしゆなとをも□いられ候へきとおほしめし候とおほせ事候、「チック」

(第1冊第92丁、第87丁紙背)

対応する第三冊の記事とあわせて掲げよう。 ほかに、つぎの⑯や⑱のような折紙の申文があったと考えられる。それぞれに して奏聞をはかった人物が、勅許の明証を随意の職事に転送し得たわけである。 案に対応するものであろう。「いつれのしきしにても」とあり、 これは、 また、勅許が伝達される際、職事に送付されたものとして、女房奉書や書状の 延徳四年正月二十一日付けで大法師鋭運を天台三会講師とする口宣 女房に消息を付

権少僧都

権律師実誘

勅許 長享三四廿五

上卿 勧修寺大納言(教秀)

(第1冊第63丁紙背)

(17) )権律師実誘四月廿五日 上卿同

宜任権少僧都 自勧修寺以使被見女房奉書、

(第8丁表)

18申 正五位下

「勅許 長享三七二」(見返シ奥書) 従五位上源政宗(木造)

**\**宣 **\**旨

(望長享三年七月二日 (登長享三年七月二日 源大納言伺申、(庭田雅行) 勅許之由有状、

叙正五位下云々、仍改了、後日又云有相違事、当位従五位上也、

宜叙详五位上、 北畠侍従也

蔵人 ——— [左少弁藤原宣秀奉]

(第75丁裏)

の申文が宣胤の手許に残されていたのである。 でこの口宣案の発給命令を伝達したとだけ記されている。 ⑪によると、勧修寺教秀は宣胤の許に使者を送り、女房奉書を提示すること つまり、 職事に伝達を行う時に しかし、 実際には⑯

銘して添付することが行われたと考えることができる。

は、伝達を正確ならしめるために、⑩のごとく、奏聞の際に使用された折紙に加

がなされたことが知られる。⑱の申文が当初から送付されてあったにもかかわ ものとも考えられる。 らず宣胤が書き間違えた可能性もあるが、再発行を要請する際に送られてきた 宣案が発給されたものの、当位を従五位上とすべきを従五位下と誤り、 また、⑩によれば、奏聞にあたった庭田雅行の書状により勅許が伝達され、 П

とができよう。 案』紙背文書目録」(以下、「紙背文書目録」と称する)を見れば容易に窺い知るこ ることは、本報告書第Ⅰ部に収めた「宮内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書 が多かったに違いない。『宣秀卿御教書案』の紙背文書に申文が多数残されてあ 効であろうから、伝達の正確さを担保するために職事の手許に送付される場合 ともあれ、申文を添付することは、さきのような誤りを防止するためにも有

およぶよりも消息の往返によって実現される場合の方が多かったようだ。つぎ 職事が自ら奏聞にあたることも多かった。ただし、その際にも参内して奏聞に ここまで勅許が他の廷臣から職事に伝達される場合をみてきたが、 そのような事例を見てみよう。 もちろん

⑩依無差事候、 久不申奉、 今日吉日候間申入度候、 申御沙汰可為祝着候、 背本意候、 御閑日光臨可喜入候、兼亦愚息侍従事、(花山院忠輔) 此趣弁殿可被申候、 事々尚期

面会候也、 謹言、 (第1冊第62丁紙背)

六月廿六日(延徳四年)

(花山院政長)

(第1冊第79丁紙背)

⑩文のやうひろうして候、前右ふしゝうの事申され候、(花山院政長) へく候よし、(返シ書) おほせ事候、 御心え候ぬ、せん下候 (第1冊第8丁紙背)

②延徳四年六月廿六日 上卿 同前 従五位下藤原忠輔 **ヽ**宣 **ヽ**旨 前右大臣政長公息也

宜任侍従

蔵人 —— [左少弁藤原宣秀奉]

第108丁裏

16

33芳報之趣、 口宣案慥賜候了、 喜承候了、 千万祝悦相兼候、 抑侍従事、 勅許令祝着候、 兼亦書籍被遊進候哉、 早速申御沙汰、 炎暑之時分. 不知所謝

六月廿七日 (延德四年) (在山院政長) 殊御辛労察□□候、』心事尚期面会令省略候也、謹言、

(切封ウハ書) 六月廿七日 (延徳四年)

これをうけて⑳のような口宣案を作成し、政長の許に送ったはずである。そし て。 忠輔の侍従任官について勅許のあったことを伝え、宣下を命じている。宣秀は を付して奏聞を行ったのであろう。その返事だと思われる⑩は、宣秀に対して、 含め、宣胤が宣秀の名前で執行していた可能性が高い)はただちに禁裏の女房に消息 を得るため、 口宣案を受けとった政長の礼状が図なのである。 ば 花山院政長が宣胤に充てた書状で、子息忠輔の侍従任官について勅許 宣秀に奏聞を依頼したものであった。これをうけて、宣秀(以下も (第1冊第85丁、第8丁紙背)

は、 重な情報源となるのである。 能性が高いとみることができよう。このように仲介者に関する注記は、 偏諱を受けたものであることが容易に推測される。だとすれば、 豪は歴代山門使節となる有力山徒円明坊の坊主であり、(4) 兼載は改名の翌年に円明坊兼豪の仲介によって法橋に叙されているのである。兼 の改名の契機や名前の由来は不明とされてきた。ところが、この記事を見ると、(3) たが、文明十八年十二月以前に兼載に改名したことが知られている。ただし、 載を法橋に叙する口宣案を控えたものである。兼載はもともと宗春と称してい は伝奏・職事とのあいだを取り次いだ仲介者に注目してみたい。④は連歌師兼 人間関係のネットワークの一端を示すものであり、読みとり方次第で非常に貴 ここまで勅許の伝達者に注目して見てきたが、つぎに被任叙者と天皇あるい 法橋の僧位を得るため、 兼豪との結びつきを強めることに目的があった可 兼載の「兼」字はその 兼載への改名 多様の そ

いることで仲介者が浮かびあがって来ることもある。 仲介者が明記されていない場合でも、 口宣案ではなく口宣が記されて

> 20文明十七年三月十八日 従五位上藤原雅俊(飛鳥井)

宜叙正五位下、 勧修寺大納言奉書在之、雅俊^飛鳥井也、(教秀) 俊連<sup>ハ</sup>紀ノコクサウ<sup>、</sup>

従五位下紀俊連

宜叙従五位上、

蔵人権右少弁藤原宣秀奉

き文書である口宣の場合は一通に複数の案件が記されることが珍しくなかった。 発給文書である口宣案は、 原則として一通一件であるが、 宣下のための手続 (第3冊第13丁裏)

雅俊および女婿俊連の昇叙について同時に奏聞をはかったことに由来すること れば、 が容易に推測できる。 を有する場合もある。この場合、紀俊連の妻室が雅俊の姉妹であることからす(エラ) 紙に記されてある二つの案件には相互に無関係の場合もあるが、密接な関連 雅俊および俊連室の父である飛鳥井雅親(法名栄雅)が教秀を通じて子息 つまり、口宣の特性を利用することで、 明記されていない

書案』にみる武家の官位について」で詳述したので、 では触れなかった武家の官位については、本報告書第Ⅱ部論攷編「『宣秀卿御教 他の史料とあわせみることで、きわめて有効に活用できるのである。なお、 ており、 以上見てきたように、『宣秀卿御教書案』「宣下案」は非常に豊富な情報を有し 『宣秀卿御教書案紙背文書』をあわせみる、あるいは一見些細な記載も あわせて参照されたい。 本章

#### Ξ 御教書案

照されたい 本第二冊)について述べることにする(冊次丁数を示すので、 つぎに、 今回翻刻を行った「御教書案」 (中御門本第 一 冊 適宜後掲の翻刻を参 第二冊および壬

らないものもないわけではない。 書を書き留めたものということになるだろう。しかしながら、その範疇に収ま 「御教書案」の基本的な性格は、 例えば、壬生本第二冊十四丁裏 宣秀が職事として奉行にあたった際の発給文 (以下、 適宜翻

情報を得ることができる場合があるということである。

て発給した文書には限られないのである。の発給文書は、必ずしも職事としの発給文書である。すなわち、本書に載る宣秀の発給文書は、必ずしも職事としだという。また、第一冊十丁裏に載せる一条冬良御教書は、一条家の家司として政家の家礼でも家司でもなかったが、多武峯の申請に従って発給を担当したの刻を参照されたい)には藤氏長者宣を載せている。宣秀は、時の藤原氏長者近衛

部分も存在するわけである。 ら記載があり、 にかかる記述も同様である。 宣秀にかかる記事とともに、 る「御経供養事延徳二」は、 として伝来している。 は宣胤であり、 に至っては、 さらに、 第一冊十七丁表から二十丁表にかけて記されている「貢馬伝奏事長享三」 宣秀の活動と全く無関係だといってよい。貢馬伝奏を勤めていたの 同様の内容を有する「貢馬伝奏事明心」」 宣胤が宣秀を代行して筆録したという基本的な性格を逸脱する また、 標題の下方に「伝奏事同存之、」と記すとおり、 伝奏宣胤にかかる記事を併載している。明応改元 第一冊四十二丁表から四十四丁表にかけて記され つまり、宣胤が伝奏した行事についても若干なが は、 『宣胤卿記』 の別記 奉行

までの分である。
「御教書案」と『宣胤卿記』の別記とが同様の性格を有する場合のあること「御教書案」と『宣胤卿記』の別記とが同様の性格を有する場合のあること「御教書案」と『宣胤卿記』の別記とが同様の性格を有する場合のあること

参議に昇進したことで南曹弁を辞したことに拠るものだと思われる。また、『宣るのに、「渡方」三冊目が明応八年三月で終わっているのは、同年四月に宣秀がいえる。さらに、冬良の関白再任期間は文亀元年(一五○一)にまでおよんでいいえる。さらに、冬良の関白再任期間は文亀元年(一五○一)にまでおよんでいの宣秀(およびその意を奉じる青侍の今井朝貞・近藤秀重等)の発給文書の控えであの宣秀(およびその意を奉じる青侍の今井朝貞・近藤秀重等)の発給文書の控えであり、渡方」の内容の主要部分は、摂関家の家司および勧学院別当(南曹弁)として

は宣胤が宣秀を代行して筆録したものであったと考えてよかろう。ているのに対し、「渡方」にこれがないことも考慮すれば、「渡方」も基本的に明空」には表紙右下に「権大納言(花押影)」または「権大納言宣胤」と記され胤卿記』の別記のうち宣胤自身の在任にかかる「長講堂伝奏」や「貢馬伝奏事

教書案」 記として伝来したとしても不思議ではなかったように思われる。 については今後を期したい 『宣秀卿御教書案』と併せて詳細に検討すべき史料だということになるが、 卿記』別記のうちの と把握した方が実状に沿ったものだといえるかもしれない。したがって、 まらず、 以上の検討からすると、『宣秀卿御教書案』「御教書案」も『宣胤』 Þ 中御門家において作成した文書を内容に応じて分類して控えたものだ 「渡方」は、 「渡方」や宣胤自身の在任にかかる「長講堂伝奏」 宣胤が宣秀の筆録すべきものを代行したというにとど とすれば、 卿記 なども 『宣胤 それ 0)

宣秀が奉行した主要な行事等を年別に示すと次のようになる。行事の奉行職事として発給した文書とからなっている。そして、後者について、められている文書は、大まかにみるならば、宣秀が奉者となった綸旨と宣秀が右に述べたように若干異なる性格の文書を収めるとはいえ、「御教書案」に収

文明十五年 歳末巻数

文明十六年 春季春日祭、御不予御祈、内侍所御神楽、歳末

文明十七年 太元法、病事流布御祈、歳末巻数

文明十八年 四方拝、太元法、春日社造替木造始日時定、歳末巻数

任大臣宣下

長享元年 太元法、関白宣下、春日社立柱上棟遷宮日時定

長享二年 春季春日祭、一条冬良内大臣拝賀、関白宣下、貢馬伝奏(宣胤:

延徳二年 元日節会、春季春日祭、後花園院忌辰御経供養

延徳三年 四方拝、秋季春日祭、准后幷任大将宣下

明応元年 白馬節会、改元定、親王除服幷重服中禁中同宿

明応二年

元日節会

18

明応四年 御体御卜、 秋季春日祭

明応五年 踏歌節会、 内侍所御神楽、 御体御ト

明応六年 神宮奉行、 県召除目、御体御卜、 関白宣下 (両度)、

御祈、

後花園院聖忌御経供養

明応七年 春季春日祭、 法親王宣下

る。 祈奉行の手許には各寺社からの巻数送状が反古として残されていたことがわか 息を添えて禁裏に送ったことが知られる。そして、紙背文書を見合わせると、 れぞれに請取状を認めるとともに、すべての巻数をまとめて目録を作成し、 である。これらの記事をみると、各寺社からの巻数を受けとった御祈奉行は、(16) 文明十五年から同十八年まで四年連続して歳末巻数のことを取り扱っている 巻数送状をいくつか掲げてみよう。 長享元年春まで新任の職事として御祈奉行の任にあったことによるもの 消 御 そ

⑤朝家万歳、 抽宝祚長久御精誠、 任旧例、 深沙大王護摩供御巻数一合、 捧上之

厳重御奏聞所仰候、 恐惶謹言、

白 山豊原寺衆徒等

進上 御奉行所

正月廿六日

(第1冊第7丁紙背)

⑩長日御祈祷恒例之御巻数 合 令進覧候、 殊抽懇誠令懃仕候由、 可然之様

可令披露給候、 恐惶謹言

十二月 日

> 沙門秀如 (花押

進上 人々御中

(第1冊第35丁紙背)

@恒例歳暮御祈祷抽丹誠巻数一合進上仕候、 以此旨可預御奏聞候、 誠惶誠恐

謹言

十二月三日

御伝奏貴所

(封紙)

天平寺山目代

権大僧都甚清

(第3冊第3丁紙背)

進上 伝奏貴所 甚清

(第3冊第41丁紙背)

書様が載せられているが、これと合致する折紙の書き止しが紙背文書に残って また、文明十八年の年末(壬生本第二冊二十九丁表) に禁裏に進上した目録の

28 御巻数進所々 不次同第 いる。

熊野山 今宮社 白山 金龍寺

高野山 亭子院

戒光寺 七観音院

参鈷寺 最福寺

長福寺 書○かず、

(第3冊第4丁紙背)

が可能になるのである。 み合わせることで、この時期の職事としての活動について、 このように、「御教書案」についても「宣下案」の場合と同様、 より具体的な理 紙背文書と組

八点 載が最も充実したものだといえるだろう。これには、 分量の地の文が載せられているが、書き留められた文書も多い。その数は三十 たっている。この間、 による復原)から第五十四丁までの二十五丁が費やされており、非常に詳細にわ 諸行事の奉行に関する記事のなかでは、 (複数の充所を有する文書が多いので六十一通になる)に及んでいる。 次第覚書とでもいうべき一つ書形式からなる少なからぬ 明応六年三月の県召除目に関する記 第二冊の第三十丁(転写本

文書の少なくない しての官職所望の目録や除目各夜の散状など、天皇に提出するために作成した 天皇へ報告を行い、 (催状) が最も多く、 なかで、 宣秀が奉じて廷臣や地下官人に対して参仕や勘申などを命じた綸旨 (散状は、天皇のほかに関白および室町殿にも提出する) あわせて指示を求めた消息がこれにつぐ。ほかに、除目に際 宣秀または宣胤が勾当内侍四辻春子に対して奏聞を依頼し、

訳は、 方、 陰陽頭土御門有宗の提出した日次勘文、 宣胤・宣秀父子以外の手になる文書はわずか四点に過ぎない。 局務押小路師富が先例を勘申し

れた文書の控えだったのである。 とが確かめられる。つまり、四通とも宣胤・宣秀父子の手を経て天皇に提出さらが確かめられる。つまり、四通とも宣胤の仮名消息によって、天皇に送付したこの書状)からなっている。日次勘文が天皇に送達されたのはもちろんだが、残るの書状)からなっている。日次勘文が天皇に送達されたのはもちろんだが、残る臣一条冬良および関白近衛尚通が諮問に答えた書状(尚通について、前関白太政大た折紙、関白が執筆を勤める場合の小折紙の取り扱いについて、前関白太政大

問題となった際のものである。
問題となった際のものである。
に、右に掲げた宣秀の奉行したお、さらに重服中に禁中に帰住することの可否が対重服中禁中御同宿事」は、官人・廷臣への勘申・諮詢の事務にかかるものでがて、除服の宣下を受けた)が没したため、それ以前禁中に同居していた親王について、除服の宣下を受けた)が没したため、それ以前禁中に同居していた親王について、除服の宣下を受けた)が没したため、それ以前禁中に同居していた親王について、除服の宣下を受けた)が没したため、それ以前禁中に帰住することの可否が出版。
は、官人・廷臣への勘申・諮詢の事務にかかるものでお題となった際のものである。

の抄出 されたのは口宣であり、 なるから、 書であり、 命じる宣秀の折紙一通以外は、勘例とそれに附帯する日記(園太暦・有家宿禰記) というものであった。したがって、そこに記されている文書は、 を通じて天皇の指示を受け、甘露寺親長および勧修寺教秀からも申詞を徴する 政家・一条冬良) 宣下案」 なお、 ついで提出された両局の勘例を提示して摂関経験者三人(二条持通・近衛 時の宣秀が行ったことは、 および申詞だけということになる。これらはいずれも天皇に送達する文 宣秀はその宣下を担当している。 この諮問の結果、 つまり第三冊に収められているのである。 先に見た県召除目の場合と共通する面を見出すことができるだろう。 宣秀の手を経て天皇に提出した別人の発給文書の控えということに から申詞を徴し、さらに親王家勅別当であった転法輪三条実香 それは、「宣下口 宣案有別帖」と記されているとおり、 消息宣下によって勝仁親王の除服が宣下されること 官務・外記両局に対して先例を勘申するように 当然のことながら、宣下に際して作成 両局への勘申を

また、先に述べた天皇の意思を宣胤・宣秀に対して伝達する文書を載せていどを窺うために非常に有用であり、今後の研究が俟たれるところであろう。の存在を指摘しておきたい。これらの経費に関する記述は、幕府財政と朝廷儀の存在を指摘しておきたい。これらの経費に関する記述は、幕府財政と朝廷儀の存在を指摘しておきたい。これらの経費に関する記述は、幕府財政と朝廷儀の存在を指摘しておきたい。これらの経費に関する記述は、幕府財政と朝廷儀の存在を指摘しておきたい。これらの経費に関する記述は、幕府財政と朝廷儀の存在を指摘しておきたい。これらの事業でもおおむね右にみたような

けるのと同様、 許の伝達は、女房奉書や伝奏奉書、さらには白川忠富(忠富王)をはじめとする 近臣の奉書で行われたことが多いのだが、これらの奉書自体は、 および勅許を職事に伝達した者を注記している場合が少なくない。そして、 綸旨について、 も同様である。 ないことは、行事の奉行に関するものに限らず、その他の綸旨の発給において また、 先に述べた天皇の意思を宣胤・宣秀に対して伝達する文書を載せてい すなわち、 綸旨受給者と天皇あるいは職事とのあいだを取り次いだ仲介者、 ほとんど記録されていないのである。 「御教書案」も 「宣下案」と同じように、 「宣下案」にお 発給された

唯一書き留められてある綸旨発給を命ずる女房奉書(第2冊第8万裏)は、明応その他近臣が奉じて綸旨の発給を命じる奉書も一通しか見出されないのである。のであり、一通のみが申請にもとづき綸旨を発給することを認めたものであっられておらず、うち五通は行事の遂行等について宣胤・宣秀に指示を加えたも具体的に述べれば、「御教書案」全体を通じて女房奉書はわずか六通しか収め

め、 尊 冊第24丁表)。ところが、玄空について上人号を用いたこと、 る必要を認めなかったと解釈することが可能である。 の意思を伝達する文書については、手許に原文書が残るので、 記録を残すために写し取ったものと思われる。だとすれば、 たがって綸旨とともに伝奏奉書までを手交したことが注記されており、手許に 諸国勧進を認める綸旨の発給を命じたものであるが、これには海乗の希望にし 尋尊の申請であれば問題あるまいとの叡慮が示されている。さらに、宣秀が尋 分な説明を行ったのであろう。女房奉書では、前回の件については記憶になく. た大乗院尋尊だが、宣秀(宣胤)は前回の轍を踏まないように、 という事態に至ってしまう。今回綸旨の発給を求めたのは、長谷寺別当でもあっ 充所としたことが天皇の容れるところとならず、結局、綸旨の発給が撤回される 秀が奉者となり、 (千本釈迦堂) 修造のための勧進に従事した。その際、冬良が労を執り、同じく宣(エト) という)をうけた大乗院尋尊の命によって長谷寺から呼び出され、京都大報恩寺 る。玄空は、これより約八年を遡る延徳元年、一条冬良の依頼(義政の意を承けた (充所は出世奉行)に充てた副状も書き留められており、特殊な経緯があったた(28) ことさら女房奉書も記録しておく必要を認めた事例とみることができよう。 賀茂伝奏親長奉書のうちの一通(第1冊第22丁表)は、 大和長谷寺の勧進僧玄空に上人号を勅許したことにかかるものであ 玄空に対して貴賤の勧進を認める綸旨が発給されている(第1 および玄空自身を 宣胤・宣秀に天皇 東寺大勧進海乗に 天皇に対して十 わざわざ記録す

胤が、悪しき見本として記録しておいたものだとみることができよう う注記が存在していることだろう。すると、書式が軽微に過ぎると認識した宣 命じたものである。これについて注目すべき点は、「折紙也、 下上両社に祈禳を命じる綸旨(祠官充てなので、形式は青侍奉書となる)の発給を「19) いまひとつ書き留められた親長奉書 (第1冊第49丁表) は、二星合に際して賀茂 太以不可然」とい

唯一書き留められた近臣の奉書である楽所奉行松木宗綱奉書 (壬生本第2冊12丁 これと同様の契機で書き留められたもののようだ。これは、楽人豊原繁 河内両国内の所領を安堵する綸旨の発給を命じたものだが、 直後に

> 出すことができる。 旨を発給を命じた文書は、 宗綱は、「~之由、被仰下候也、」ではなく「~之由、 言を指摘しているからである。指摘のなかに、伝奏でなく楽所奉行に過ぎない 「此奉書々様不審事」として、 そして、 が正しいとあり、伝奏奉書と近臣の奉書との相違を考えるうえで興味深い。 これらと同じように、宣胤・宣秀に対して天皇の意思を伝達し、 以下、 具体的に掲げてみる。 「宣下案」の場合と同様、 長からぬ文書について三箇所にわたる不適切な文 紙背文書のなかに若干を見 内々被仰下候也、」と記す

②「仰長享三六十」(端裏銘)

候 文のやうひろうして候、 権のそちちよふくの事、(葉室教忠) 御 心え候よし、 第2冊第5丁紙背 おほ せ

⑩御文のやうひろうして候、 え候ぬ、 せん下候へく候よし、 (勧修寺教秀) おほせ事候、 ゆう寺の前大納言ちよふくの事、 (第2冊第57丁紙背) 御

③稲荷上 候旨、 社神主職儀闕候、 恐々謹 以権 禰宜親世可被補任候由候、 如先例可令下 知

蔵人左少弁殿(中御門宣秀) 長享三年 被仰出候也、四被仰出候也、四

第1冊第67丁紙背

18 丁 表) 書で、 じた白川忠富奉書(折紙)で、 七年七月六日の稲荷中社および同上社の神主職を補任した二通の綸旨 にかかる注記に ものである。③は、 ⑩は明応元年十月十一日勧修寺教秀について(綸旨は、 の注記に 一者 ⑩は長享三年六月九日葉室教忠について を指すものであり、 は、 いずれも廷臣を除服出仕せしめる綸旨を出すことを命じた女房奉 「民部卿伝仰」とあることに対応するものである。 (音三忠富) 「此書様事猶有前、」とあるのは、壬生本第二冊に載せる文明十 稲荷上社権禰宜秦親世を同社神主に補任する綸旨の発給を命 本来壬生本第一 「御教書案」に書き留められた綸旨 一冊に相当する分が中御門本第 (綸旨は、 第1冊第86丁表にあり)の 第1冊第22丁表にあり)、 なお、 (第1冊第21 この綸旨 (17丁裏~ ₩

うちに存在していた証左になるものといえる。

受けた事案の多いことである。 活動のなかで特に注目すべきなのは、 が現れることが多い。なかでも、忠富は非常に顕著な活動を示している。忠富の に、 伝奏勧修寺教秀と賀茂伝奏甘露寺親長、 許の伝達者としては、 先述のとおり 吉田兼倶の申請を天皇に奏聞し、 「宣下案」と同じように、 そして白川忠富に代表される近臣 女房のほ 勅許を カコ

る。 と認めたという文言に驚愕し、 旨を天皇に申し入れよう、 て非常に不愉快である。 忠富の手になる綸旨の文案を示された宣胤は、天皇が を「太神宮真実之 御躰」と認め、 十一月二十一日、 月二十三日の斎場所の建立遷宮を認めた綸旨(壬生本第2冊第11丁表)、 これら両方とも忠富の奏聞にかかるものであった。なかんずく後者につい 兼倶にとっても最も重要だといえる二度の勅裁、 すると忠富は、天皇の言葉を真正に伝達したのに、これに疑念を差し挟まれ 吉田社に降臨したと神宮の神器と称するものを叡覧し、これ もしなお不審があれば、案文を返却していただき、その という返事を送って来たという。(21) 忠富に対して確認のための書状を送ってさえい 同社太元宮に安置させた綸旨(第1冊第23丁表 すなわち、 「太神宮真実之 御躰」 文明十六年十一 延徳元年

皇の意思決定に甚大な影響を及ぼし得た点にも注目する必要があるだろう。 かる視点からも、 ていたのであるが、それとともにに、 が神祇伯白川家の一員 たことが重要だとの指摘を行っているとおりであろう。ただし、 されてきた右のような所為が朝廷内で受容されるに際しては、忠富の協力があっ 清原宣雄が、 早く戦時中において、 「御教書案」 (延徳二年六月以後は当主) であるという点に重要性を認め の記載は大きな手がかりとなるわけである。 忠富が後土御門天皇随一の側近であり、 江戸時代以来「兼倶の謀計」として断罪 清原は、 忠富 天 か

が同様の事例を見出すことができる れが紙背文書に残っていることを見たが、 32 光通寺 「宣下案」 については、 勅許が伝達される際に折紙の申文が添付され、 「御教書案」においてもわずか一件だ そ

ものであろう。

第1冊第93丁紙

これは河内光通寺を勅願寺となす綸旨 勅許を伝達した庭田雅行から送られてきたものと思われる。 (第1冊第65丁裏) 0 発給にかかるもの

のみである。 を書き留める必要を認めなかったのであろう。 は、 に提出されたと考えられるので、 ずかに一件に過ぎない(第2冊第4丁裏)。おそらくは、寺社の申状の様態 状が提出されることが多かったはずだが、これが書き留められている事例は また、寺社の申請を受けて出される綸旨の発給にあたっては、 きわめて個別的でもあり、 職事の先例としてさほど有用ではないため、これ 紙背文書に残っているのもわずかに左の一通 さらに、 申状は原則として禁裏 各寺社から

## 33 稲荷社々司等謹言上

早欲被経御 奏聞間事

要脚事、 右、 言上如件、 下行被要脚 当社祭礼要脚五条以南敷地役地口事、 往古之流例也、 遂神事無為節 而来廿二日日神幸之式日也、 弥可奉致抽 天下泰平御祈祷之精誠者也、 毎年被成下 其以前被成下 · 勅裁、 致催促充行被 勅裁、 仍謹 致

明応五年三月 日

考えられる。 宣秀の許にもたらされたものではなく、 達されたことが綸旨の注記に見えている。だとすれば、この申状は、 稲荷社は中世を通じて伯家の管下だったこともあり、 ることを認める綸旨の発給を求めたものである(綸旨は、 これは、 毎年定例となっている、 つまり、 先にみた申文と同様の機能を果たしたものと考えるべき 五条以南の地口銭を稲祭礼役として徴収す 勅許を伝達する際に添付されたものと 忠富王の書状で勅許が伝 第2冊第15丁裏にあり)。 (第2冊第38丁紙背) 奏聞以前に

ある。 めているが、紙背文書との連関という点では 以上見てきたように、 ただし、 ほとんどが官位の任叙に関する記載で占められている「宣下案 『宣秀卿御教書案』「御教書案」 「宣下案」に比して物足りない点が も非常に豊富な情報を収

るだろう。 よりも多様性があり、 個々の文書の情報量も多いので、 幅広い活用が見込まれ

### 紙背文書

には関係ないものに限って注目すべき点をみていきたい。 効に活用できる文書の多いことを明らかにしてきたので、 最後に紙背文書について述べておきたい。すでに、二次利用面との関係で有 二次利用面とは直接

等の紙背文書に必ずといってよいほど見出され、 なかにも少なからず存在している。 に限られるものでなかった。 見たような、綸旨・口宣案の発給の命令、あるいは行事を遂行するのための指示 ながら、種々の日常的な用件の伝達のために用いられており、その用途は、 まずは、 天皇の意思を伝達する文書から見ておこう。女房奉書は、 かかる女房奉書は、 『宣秀卿御教書案紙背文書』の この時期の廷臣の残した記録 当然のこと 、先に

34 @□ 「□ 文明十三五八」(端裏銘)

候てまいらせられ候は^、よろこひOSII紙 にからせられたくおほしめし候て、 しやうとうきの下の事、 さのみおほせのやうに候へとも、 つかわされ候、 いそき候はすとも、 (第3冊第7丁紙背) おとなしく一て かき

③このくさはな、 く (ウハ書) (カハ書) (カハ書) かしく、 けさんに入て候へ は、 おもしろくおほしめし候よし、 よく

30文のやうひろうして候、 これは御よく候はす候、 これ一いろは御とゝめ候、 返しつかはされ候よし、 申とて候、かしく よろこひおほしめ L

候

(第3冊第101丁紙背)

を含めて異同多し)、 ③ は、 端裏銘の日付のとおり、 宣胤に 『神皇正統記』下巻の書写を命じたものである。 『宣胤卿記』の同日条にも写されているが (用字 35)

> 30はいずれも物品の嘉納にかかるもので、 ものといってよいだろう。 女房奉書の内容として最も頻出する

既述の白川忠富奉書が存在する。 め ③ 先度帖上中下、 女房奉書以外で右のような内容について天皇の意思を伝達する文書としては、 忠富奉書の用途は、 以外相違見苦候之間、 女房奉書とかなり重なっているといってよいのである。 つまり、 口宣案や綸旨の発給を命じるものを含 如被注候、 可被書改由候也、

忠(自)

中御門殿

(第1冊第2丁紙背)

③大つり細染ョ仕候様ニ可被仰付由候 也

忠富

中 -御門殿

(第3冊第8丁紙背)

は、 内々のものであることを形態面でも示している。このような天皇近臣の折紙の 直しを命じたものであり、  $\overline{\phantom{a}}$ 奉書は、つぎに掲げる将軍足利義尚(長享二年八月義熙と改名、本解題では義尚で統 ③7 は、 の意を承けた申次の奉書と共通する性格を有するものであろう。 すべて折紙であり、伝奏奉書や綸旨とは異なり、 これより先、 宣胤に書写させた典籍について、点検を施したのちに書き ③ は、 衣裳の調進を命じたものである。 制度的に位置づけられない 忠富の奉書

39 )袖中抄二帖幷御料紙 帖 透堺等進覧候、早々可被遊進候由、 被仰下候

中御門殿 印月十一日

(第2冊第8丁紙背)

(第3冊第8丁紙背)

40 け いの事、 .御所にめしつかはれ候経師在所者、 そなたより可被仰付由、 被仰出候也、 世勢又七 被仰出候也、 水おちにて候、 恐々謹言 人を被遣仰付候、

(花押)

(第3冊第35丁紙背)

義尚の評定衆として活躍した二階堂政行が奉ずる折紙の奉書で、(33) 宣胤に

39は、

八々御中

十月十六日

40 は、 地を知らせている。 じたものである。そして、 について罫線を引くに際し、 上に置いて行の目安とするものだと思われる)を送付し、(4) 申次衆であった伊勢貞俊の奉ずる折紙の奉書で、宣胤に書写させた系図 『袖中抄』二帖と、 追而書では、宣胤の連絡すべき幕府御用の経師の所在 料紙および透堺(「すきかい」と訓み、界線のない料紙 宣胤自身が連絡をとって経師に依頼するように命 書写を命じたものである。

もこの らである は同月二十六日に没しており、 『帝皇系図』を義尚に進上を果たしたのは長享三年三月十二日頃なのだが、義尚 よく知られているが、この系図の朱線を引くため経師良椿の許に遣わしたこと(%) 宣胤が義尚の命で書写した系図としては『帝皇系図』 『宣胤卿記』長享三年正月十一日条に見えており、 『帝皇系図』ある可能性が高い。というのは、 さらに別の系図を書写したとは考えられないか ⑩で問題になっているの 宣胤が清原宣賢に託して (『本朝皇胤紹運録』) が

土代ないしは書き替えて不要になったものなのだろう。 書に宣胤自身の書状 また、『帝皇系図』の書写および罫線を加えることについては、 (折紙) が残っている。 自身の手許に残ったことからみて、 同じく紙背文

⑪帝皇系図御本之内押紙分ハ、今度も可為御押紙候歟、 近辺無其所候、系を長引候とも奥に在所を求候て可書載候哉、 て可』被仰下候、 又系儀一向無調法候、 定而経師可被仰付候歟、 若又可被加候歟、 そと御披露候 可得御意候

一階堂殿

(第3冊第75丁紙背)

胤卿記』を見ても『帝皇系図』の書写に関しては政行から指示を受けていたよう 要があるので、その点を義尚に確認して欲しいというのである。さらに「系」つ して欲しいと述べているわけである。この書状の充所は二階堂政行であり、『宣 まり罫線を引くことまではとても自分で出来ないので、 かを尋ねている。本文に加えるとなると罫線を延ばして載せる余地をつくる必 渡された親本にあった押紙を、新写する本でも押紙にするか、本文に加える 経師に依頼するように

> だが、 貞能から指示をうけることもあったということになろう。

当主の意を奉じた文書も存在する。つぎに掲げるのは、二条家殿上人木幡雅冬 れば参候すべきことを伝えている。 奉書(折紙)であり、二条家における和歌会への出詠を命じ、 天皇・将軍以外では、 中御門家が歴代家礼として仕えていた一条・二条両家 あわせて可能であ

又以前御哥、 早々可被進之由、 申 -旨候

42

乍御両所御持参候はゝ可為御悦喜由、 首題被進、 来廿二日御詠進候者、 可為御祝着候、 雅 (木幡) 可申旨候、 恐々謹言、 弁殿も題:(中御門宣秀) 被進之候、 同

中御門殿 正月十三日

(第3冊第8丁紙背)

である。 秀が摂関家家司あるいは南曹弁として処理した文書や発給した文書の土代など (以下、「渡方」と略す) と関連のある文書も見出すことができる。すなわち、 である。そのなかには、「御教書案」や「宣下案」でなく、『宣胤卿記』「渡方」 つまり、 そこで、 一条・二条両家の家礼・家司としての活動にかかる文書も存在する 「渡方」に載せる関連文書と合わせて掲げてみよう。 宣

④法成寺公文所職事、 带証文福千代丸相伝之旨被聞食畢、 早可寺院の以下、

(第1冊第65丁紙背)

④法成寺公文所職事、 也 執達如件 。福 相伝之旨被聞食畢、 不可有相違之由、 殿下御気色所候(一条冬良)

長享二年十一月三日

仍

左少弁判(中御門宣秀)

(渡方一条殿)

当寺供僧中

④東大寺戒壇院戒和尚 職 事 大法師実慶相当理運候、 早々被 宣下様、 可 令申

沙汰給之状如件、 南曹弁殿(中御門宣秀)

大僧正政覚

(第1冊第3丁紙背)

④大法師実慶戒和上事、 宣如此、 悉之、 謹状、 官牒未倒之間 且可令存知之由、 可令下知給者、 長者

少弁宣秀

進 上 興福寺別当大僧正御房或所(大乘院政党) 長享二年十二月廿八日

(渡方一条殿)

「端裏捻封ウハ書) 経茂」

(46)

哉 理之申状候哉、 分候歟、 春日祭明後日十三日、不令延引候様に候、 巳以延引之段被仰出候之处、 左中弁参向事者、依無余日、(坊城俊名) 万一雖為弁不参、 、不得其意申状候哉、 [茂] 執行候者、来春季可存知候之間、 下支干に申談事候、 社家申候哉、 弁不参分候者、 恐惶謹言、 更非如在候処、 非遁避候 可為其 無

十一月十一日(延徳元年)

(第1冊第50丁紙背)

④天下安全御祈事、 七ケ日可抽精誠之由、 被仰下旨、 左少弁殿御奉行(中御門宣秀) 所候

也

謹上 春日両惣官御中(延徳二年) (長市祐仲·中東時憲) (長市祐仲·中東時憲)

右 4兵衛尉秀重

(渡方一条殿)

⑧天下安全御祈祷事、 上仕候、 尚以懇祈不可有懈怠之儀候、 任被仰出候旨、 此等之趣、 七ケ日一社一 可有御披露候哉、 同抽丹誠、 御巻数 以此旨可 一合 進

有御披露候、 六月廿六日 (延徳二年) 路候、恐々謹言、

日 神主時憲 (中東) 村社執行正預祐仲 (辰市)

春

謹上 宿院御目代殿

(第1冊第43丁紙背)

冬良御教書であるが、 載せるもので、 「渡方」に載せるもので、 興福寺東金堂戒和尚である実慶を東大寺戒壇院戒和尚となす藤 ④はこの御教書の土代であろう。 福千代丸に法成寺公文職を安堵した関白 また、働も、 「渡方」に 一条

> ある。 47) t, あることが確かめられたわけである。 副状である。 て参向するはずであった秋季春日祭の日程について、 挙状であった。 氏長者宣だが、その注記に見える「寺務挙状」の正文こそ、 宣胤に南曹弁宣秀の後見者として善処することを求めたものだといえよう。 そして、 「渡方」 つまり、 に載せるもので、 48は、 ⑩は左中弁坊城俊名の実父勧修寺経茂の書状で、俊名が弁とし 42 ・44 ・46 ・48 は、 この祈祷を終了したのち、 七日間の天下安全祈祷を春日社に命じたもので いずれも「渡方」と関連の深い文書で 南曹弁に巻数を送付した際の 社家との主張の相違を述 4の興福寺別当政覚

ものを二点掲げよう。 も多い。つぎに、署名などはないが、筆跡から宣胤自身の手になることがわかる すでに見てきたように、 紙背文書中には宣胤自身の手になる書き止しや土代

#### 49 雪夜月明

うすくふるもふかくみえけり雪のうへに 影しきそへて月はるゝ空 睛行も程なく見えてふる雪の 色をひかりの月のさやけさ

まとたゝくあらしそつくる埋火の あたりはさむき夜半もしらぬ

山かつのたくやほた火のおきゐつゝ さむさおほえぬあさのさ衣

(第2冊第20丁紙背)

⑩当庄御年貢事、 -日 (今井)如先規可被致其沙汰之由候也:如先規可被致其沙汰之由候也: 仍執達如

十月十日

(花押)

吉田庄名主御百姓中

(第2冊第58丁紙背)

重  $\mathcal{O}$ 勘返状がある。 若干を見出すことができ、 筆跡は宣胤のそれである。 49 ・多田正光という三人の青侍を奉者とする奉書が見出され、 の筆跡は宣胤のそれなので、 **⑩**は、 中御門家青侍今井朝貞が名判を据えた奉書であるが、そ 発句についても三条西実隆に合点を加えてもらった また、 宣胤の詠草だと思われる。 「御教書案」のうちには、 詠草はこのほかにも 今井朝貞・近藤秀 前二者のそれに

が、 必要があるだろう。 もちろん、これは宣胤の個性に由来する可能性もあり、 を書くのは青侍ではなく、 とは充所の身分によって選ばれた書札礼上の一様式たるに過ぎず、実際 さらに⑩の花押も同一である(もちろん宣胤の花押とは別)。とすれば、 ついては花押を記したものも存在している(秀重のものは第1冊第37丁裏、朝 は第1冊第79丁表)。 かかる事例の存在からすれば、 ところが、秀重の花押と朝貞の花押とは同じもの 意を奉じられる側の者であったということに 青侍奉書については筆跡を十分検 早急な一般化は

⑤ 「中御門殿 政為」 (端裏捻封ウハ書) (下冷泉) は宣胤に充てられたものであったことはいうまでもあるまい。 所を今井朝貞とするものがあるが、これは書札礼上のそれに過ぎず、 最後に来翰のなかから、 いくつか興味深いものをみてみることにしよう。 実質的に 充

て候や、

無御心元候間、

まいり候て承度候へとも、

此間歓楽仕候間、 恐々謹言

不能其

儀

候、

若御用も過候者、

御

懐紙事申入候て承度候、

之胤

(第2冊第73丁紙背)

山城守殿 (今井朝貞) 一二月十一日

も如此之由申候、 (返シ書) 申候、此番帳如本 進人候、 先日御会参已後、御床敷存候、播州東方物忩出来之上、懸命之地違乱之儀候 忽牢籠之基、 此番帳如本被遊給者、 往々切々申状其恐候、 歎入候、併過賢察候*、* 無心之儀候へとも、 於身畏悦候、 旁可参申候、 奉憑候、 抑雖不存寄儀候、 政為 且可為御結縁候、 明日中可被懸御意候、 紙之様為恐々々、 自山上辺難去懇望 (第2冊第19丁紙背) かきあわせなと 恐惶謹言、 自是可

(52) **偈題可給候** 返々御六かしき申事、 每々其恐不少候、 御機嫌そとく一御申入候て、 此

八月八日

御披露候、 誠我ら幼少より御□者事候間、 者可畏入候、 候申入候つる、定御申候哉、 先度懸文字事申入候処、 又六かしき申事、 恐々謹言 何にても候へ、多候はんする物をは□□儀申入候ましく存候 每々恐入存候 早々被遊候て被下候、 返々難申尽存候、 自由』不顧每々申入事候、 へ共、 此偈題そとく、被遊候て被下候「タトク〕 千万々々畏入存候、 何様参候て、 可然様此由能可預 猶々御礼可申入 為御礼祗

討する	できな	なろう。	にこれ	侍奉書	であり、	朝貞のも
先		53				
日御哥事申入候処、	山城守殿	「対象教徒でノ書)	(制度念付り、書)	山城守殿	(学事はまけん書)	卵月十四日
御哥心にも御入屋	之胤」	二當		雅教」	兵部卿	
候はぬよ						雅 教
よし蒙仰候、				(第2冊第23		(花押)
なにたる御事に				界33丁、第26丁紙背		

(54) 如此者申入候へ 共、 了簡 仕 候間、 事行候は 可参 候、 方々不具事候

先御心得申候

昨 間 共 (候間、 日者参候て委細承候、 預御心得候はゝ、 畏入存候、 悦喜可申侯、 仍只今番三可参候心中候へ者、 然共不具之由申候へ者、 不具之事 不可然候

所労之由憑入存候、 中御門殿 三月廿六日 長胤誠恐謹言、 長間(西場域) (第1冊第37) (新1冊第30)

(55) 「中御門殿(端裏捻封ウハ書)

入申候、 たひく、了簡仕事候間 御 直垂 事、 **外敷は不可申候、** 早々 一毎度畏

可 先度者御念比之御返事、 `参候処、又申候へ者、 無心之申事候 畏入存候、 仍今日長胤番之事、 へ共、 いか様にも候へ、 三番之由奉候、 御直垂□事候 其分

間、 憑入申候へく候、 長胤誠恐謹

一月廿六日

長胤城

(第1冊第42丁紙背)

入の事候間、無曲候、長胤誠恐謹言、

御番衆中 十一月廿六日

長胤

(第3冊第95丁紙背)

候はゝ可来候、御心得をたのみ存候、
なを < へはんけし□の事にて候間、かいふんやうしやう仕、ちとよく
</p>

十月五日

(第

長胤

(第3冊第8丁紙背)

特の癖があるが、それなりに能筆として遇されていたことがわかる。特の癖があるが、それなりに能筆として遇されていたことがわかる。宣胤の筆跡は独構が、宣胤に対して懐紙に書した詠歌を所望した書状である。宣胤の筆跡は独林院雅教が、過日揮毫を得た「懸文字」(表装を加えて壁面に懸ける文字、あるい林院雅教が、過日揮毫を得た「懸文字」(表装を加えて壁面に懸ける文字、あるい林院雅教が、過日揮毫を得た「懸文字」(表装を加えて壁面に懸ける文字、あるい林院雅教が、過日揮毫を得た「懸文字」(表装を加えて壁面に懸ける文字、あるい林院雅教が、過日揮毫を得た「懸文字」(表表を加えて壁面に懸ける文字、あるいは神号か)の揮毫を依頼したものである。③もこれと類似し、工階堂政行の被官三富之か)の揮毫を依頼したものである。③は、下冷泉政為が山門・⑥・⑫は、いずれも宣胤に揮毫を請う書状である。⑤は、下冷泉政為が山門・⑥・⑫は、いずれも宣胤に揮毫を請う書状である。⑥は、下冷泉政為が山門・⑥・⑫は、いずれも宣胤に揮毫を請う書状である。⑥は、下冷泉政為が山門・⑥・⑫は、いずれも宣胤に揮毫を請う書状である。⑥は、下冷泉政為が山門・⑥・⑫は、いずれも宣胤に揮毫を請う書状である。

ある。 参することが多かった。これらはほとんど不参の言い訳とでもいうべき書状で寒外様小番において宣胤が番頭を勤める番の番子であったが、困窮によって不裏外様小番において宣胤が番頭を勤める番の番子であったが、困窮によって不

砂では、服装が調わないので小番に参仕できませんが、こんな理由ではみっと

**66**では、 ります、とする。『宣胤卿記』の長享二年・延徳元年の分を見ても、長胤の不参 虫気がありますので、参れるかどうかわかりませんが、具合がよくなったら を抱いていたかは、 大蔵卿で出家、法名智祐)とは親しかったようだが、長胤についてどのような感懐 た。ご挨拶に参ろうと思っております。ただし、明日の番については、 てお知らせいただきありがとうございます。 て怠けようとしているわけではありません、と述べる。⑰では、 てしまいましたので、よろしくお取り計らい下さるようお願いします。全くもっ に参仕しようと存じますが、直垂が準備できないので、 もないので、 頻度は高かったことは明らかである。 今日は参仕しようと思っておりましたが、食入れがあって触穢となっ 病気だということにしておいて下さい、と述べる。⑤では、 残念ながら『宣胤卿記』からも全く窺われない。 宣胤は長胤の父顕長(文明十二年に参議 六番ということは承知いたしまし お貸し下さい、という。 小番結改につい 四五日間 小番

### 五 おわりに

できたと思う。 表する符案といってよく、多方面においてきわめて有用であることは明らかに『宣秀卿御教書案』について詳しくみてきたが、この史料が、十五世紀後期を代以上、一書誌と構成、二 宣下方、三 御教書案、四 紙背文書の四項に分けて

つつ、この解題を閉じたい。とがほとんどであった『宣秀卿御教書案』が本格的に活用されることを期待しじめとする『宣胤卿記』別記と合わせて検討を行うことも今後の課題となる。とじめとする『宣胤卿記』別記と合わせて検討を行うことも今後の課題となる。と下案および紙背文書については今後を期さざるを得ない。さらに、「渡方」をは下案および紙背文書については今後を期さざるを得ない。さらに、「渡方」をはしかしながら、今回翻刻することができたのは、「御教書案」のみであり、宣

#### 註

- 一〇頁、「中御門家記」の項。(1) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』続歴史篇(養徳社、一九五一年)二〇八~二
- (2) 宣胤は、綸旨・口宣案の控えを残しただけではなく、実際に文書を発給する際にのと認められる。

(蒲郡市博物館、一九九一年)が至便である。 (蒲郡市博物館、一九九一年)が至便である。 (蒲郡市博物館、一九九一年)が至便である。 (東路の上は、宮殿の筆跡は、藤原俊成の筆跡に倣ったのであろうか。宣胤の筆跡としては、定都大学総合博物館所蔵勧修寺家本『宣秀卿記』(明応九年記は史料写真帳しても、京都大学総合博物館所蔵勧修寺家本『宣為卿記』(明応九年記は史料写真帳しても、京都大学総合博物館所蔵勧修寺家本『宣胤卿記』(史料編纂所架蔵写真帳〔以下、史京都大学総合博物館所蔵勧修寺家本『宣胤卿記』(史料編纂所架蔵写真帳〔以下、史京都大学総合博物館所蔵勧修寺家本『宣胤卿記』(史料編纂所架蔵写真帳〔以下、史京都大学総合博物館、一九九一年)が至便である。

- (3) 史料写真帳『宣秀卿御教書案』全七冊による。
- いる。年〔一七一六〕前後)において、筆跡を根拠として宣胤の筆録であることを指摘して年〔一七一六〕前後)において、筆跡を根拠として宣胤の筆録であることを指摘して(4) 万里小路尚房は、後述の書陵部壬生本『宣秀卿御教書案』第二冊の奥書(享保元
- 期南都蒐蔵古典籍の復元的研究』[研究代表者武井和人、二〇〇六年] 所収) を参照。くえ―兼良・冬良・兼冬の文書目録―」(科学研究費補助金研究成果報告書『中世後一条家の蔵書が大きな被害をうけたことについては、小川剛生「一条家桃華文庫のゆ(5) この大火により、中御門家のみならず多くの廷臣の邸第が罹災したが、なかでも
- による)。 「野宮本・近衛家本『宣秀御教書案』(史料謄写本〔架蔵番号二〇七一・〇八-五六)
- 二十廿八、書終、」という書写奥書とを有している。記之、其内少々/令書写畢、/于時天文十七年四月十三日判」という本奥書と「寛文(7)国立公文書館所蔵『明応記』(架蔵番号特二九-二)は、「本云、/中御門一位入道

- 番号一四七-九四)も同じ。料編纂所所蔵押小路本(架蔵番号一四七-九四)も同じ。書陵部所蔵外世・庭田・葉室本(以上、前掲『図書寮典籍解題』続歴史篇による)、史書 東山御文庫本(勅封番号一二〇-七二、史料複製マイクロフィルムによる)による。
- (『古文書研究』一四号・一五号、一九七九年・八〇年)。(『古文書研究』一四号・口宣案の成立と変遷―院政=親政と天皇=太政官政との接点
- (吉川弘文館、一九九四年〕所収)。明石治郎「後土御門天皇期における伝奏・近臣」(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』
- 11) 厳密にいえば、延徳四年七月六日における丹波利長の従五位上への昇叙も該当すも判断材料としてよかろう。
- 継承を認められたものと考えることができる。
  れ日に九歳で叙爵しており(『公卿補任』『歴名土代』)、右の決定後間もなく公武から大納言経房、息十歳許歟」を第一候補とすることを決定している。俊名は、同年七月十大の三名は殿上において、前々日に薨じた坊城俊顕の遺跡について談合し、「勧修寺光の三名は殿上において、前々日に薨じた坊城俊顕の遺跡について談合し、「勧修寺教秀・広橋綱
- (13) 金子金治郎『連歌師兼載伝考』(桜楓社、一九六二年〔新版、一九七七年〕)。
- 初出は一九七五年)を参照。 衆政策をめぐって―」(同『中世寺院社会の研究』[思文閣出版、二〇〇一年]所収、14) 山門使節については、下坂守「山門使節制度の成立と展開―室町幕府の延暦寺大
- 15) 史料謄写本『紀家譜』。
- (長享元年の年初に御祈奉行を辞退したものと考えられる。 て「御祈方申沙汰事」について辞意を伝えた書状があり、年内については奉行すべきことを領状したという注記が載せられている。また、中御門本第一冊第十二丁裏に (長享二年) 五月二十六日付で極臈五辻富仲に日蝕についての申沙汰を命じた綸旨が (長享二年) 五月二十六日付で極臈五辻富仲に日蝕についての申沙汰を命じた綸旨が (長享二年の年初に御祈奉行を辞退したものと考えられる。
- (17) 『大乗院寺社雑事記』延徳元年十一月三日、十日、二十二日条。

- (18) この副状は、『宣胤卿記』「渡方二条殿」に載せるべきものだと考えを改め、文案を高が掛けられ、「此状被付渡方事也、」という傍書が加えられている。そして、「御教「渡方二条殿」所載のものとは、文言に若干の相違が存在する。さらに、これを請取った尋尊書案」所載のものとは、文言に若干の相違が存在する。さらに、これを請取った尋尊書案」の載がは、『宣胤卿記』「渡方二条殿」にも掲載されているが、同書では文頭に合善考しながら書き留めたのであろう。
- 巻五号、一九七九年)を参照。初子「別形態の院宣・綸旨―「御奉行所候也」という文書について―」(『史林』六二祖園経済』〔続群書類従完成会、二〇〇五年〕所収、初出は一九九一年)および橋本19)青侍奉書については、湯川敏治「「青侍奉書」について」(同『戦国期公家社会と
- (20) 『実隆公記』延徳元年十一月十九日条所載中御門宣胤書状。
- 四四年〕所収)。(21)清原宣雄「吉田兼倶謀計私考」(高瀬重雄編『中世文化史研究』〔星野書店、一九
- (22) 山家浩樹「申次の奉書」(『遙かなる中世』八号、一九八七年)を参照。
- 雑誌』九八編二号、一九八九年)を参照。(23) 設楽薫「足利義尚政権考―近江在陣中における評定衆の成立を通して―」(『史学
- に載せる糸罫ないしは紙界のごときものであろう。24) 櫛笥節男「蟷螂青庫渉猟─書写と装訂─」(おうふう、二○○六年)四四~四六頁
- 所収)を参照。「中世の経師について」(勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』[山川出版社、一九九六年]「中世の経師について」(勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』[山川出版社、一九九六年]、末柄研究』下〔同著作集八、思文閣出版、一九九〇年〕所収、初出は一九六六年)、末柄25)系図に罫線を引くことについては、桃裕行「ツリ(釣)とツル(蔓)」(同『暦法の
- 年〕所収)も参照。『尊卑分脈』成立前後―」(歴史学研究編『系図が語る世界史』〔青木書店、二〇〇二26) 『大日本史料』第八編之二十四、一五四・一五五頁。松薗斉「中世公家と系図―
- (『歴史』七六輯、一九九一年)を参照。(27) 当該期の小番については、明石治郎「室町期禁裏小番―内々小番の成立に関して―」

#### [凡例]

- 部の変体仮名について、片仮名を以て代用した場合がある。、漢字の字体は、常用字体を用い、異体字は原則として常用字体に改めた。なお
- 、本文には、読点(、)および並列点(・)を適宜加えた。
- 、判読不能の文字は図を以て示した。
- 一、抹消文字は、原則として左傍に『を付して表した。
- れらの文字を傍注した。の左傍に、下の文字に相当する数の・を付し、且つ判読し得る限り、×を冠してこで文字の上に更に別字を重ね書きした箇所は、上に書かれた文字を本文として採り、そ
- 算し、相当分の────で示した。 「原本の欠損文字は、字数を推算して□で示した、その字数不明の場合は、字数を推
- 、必要に応じて按文を付し、文頭に○を加えて本文と区別した。
- 、こう、丁替りについては、各丁表裏の終わりに 」を付して示し、その下に聞めのように標
- 翻刻にあたっては、宮内庁書陵部より御許可を賜った。記して深謝の意を表する。